

令和3年度 森のめぐみの産地づくり事業補助金

評価表

NO.

40

所管部課名		農林水産部 林務水産課		担当者	橋野 勝也			
事業費名称		森のめぐみの産地づくり事業						
根拠法令		薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領						
補助経過年数		6年以上10年以下						
令和3年度 予算額		国県支出金		一般財源		その他		その他の内容
		700 千円		千円		700 千円		千円
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①		たけのこ生産量			620 t		令和6年度	
成果指標②		たけのこ生産額			161,200千円		令和6年度	
補助対象者		森林組合及び協業体						
補助対象経費		伐竹材の搬出及び運搬並びに早掘りたけのこ生産に必要な土壌の改良、改善等に対する経費						
補助対象事業・活動の内容		・持続的なたけのこの生産を促進するために、早掘りたけのこ生産林において、地力増進を図るため土壌の改良・改善を行う者に対し経費を補助する。 ・早掘りたけのこ生産のための竹林の整備を目的に、竹林内の管理路等に砕石又は生コンクリート舗装をする者に対し経費を補助する。						
		分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ			□運営補助と事業補助の両方		□その他
補助金額又は補助率		・肥料等の資材購入額に対する経費の2分の1以内 ・竹林内の管理路等への砕石又は生コン購入に対する経費の2分の1以内（但し、令和3年度は該当なし）						
上記項目の積算方法		森林肥料：2,800円×350袋×1/2 硫安：1,400円×350袋×1/2						
補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	606,050	52.0%	901,365	51.4%	1,179,850	51.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		会員自己負担金	606,050	52.0%	901,365	51.4%	1,179,850	51.7%
		市補助金	559,000	48.0%	852,000	48.6%	1,104,000	48.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,165,050	100.0%	1,753,365	100.0%	2,283,850	100.0%
		事業費	1,165,050	100.0%	1,753,365	100.0%	2,283,850	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,165,050	100.0%	1,753,365	100.0%	2,283,850	100.0%
	支出計/前年度支出計				150.5%		130.3%	
	自己資金/前年度自己資金				148.7%		130.9%	
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		1組合		1組合		1組合	
	成果指標の推移①		547		422		594	
成果指標の推移②		142,302		139,722		126,616		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 ・薩摩川内市産たけのこに対する広報を工夫されたい。 ・たけのこ生産林の育成と後継者育成を両面から進め、市全体に波及するよう工夫されたい。 ・部会の中での講習会等、生産組合員の活動に期待したい。							
	【前回評価への回答】 ・薩摩川内市たけのこ生産組合、JA北さつまたけのこ部会等と連携し講習会・品評会等の活動を通して生産奨励や、品質向上を図るとともに、ホームページを活用するなど「さつまたけのこ」のPRに努めた。また、令和元年度からは、生産組合から要望のあった、たけのこ生産の竹林の管理路整備に係る生コン、砕石の購入費補助を実施し、たけのこの生産促進に努めた。							
	【事業のPR方法】 ・前回評価への回答と同じ							
	【費用対効果】 ・施肥管理や管理路等の整備を促進し、たけのこ生産量の拡大に寄与した。							
	【補助事業以外の事業】 ・特になし							
	【その他】 ・荒廃竹林の整備が進むことで、薩摩川内市内の景観整備、災害・防災対策、有害鳥獣対策など、副次的な効果が期待できる。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の特用林産物である早掘りたけのこ及びたけのこ生産の支援策となり産地の強化を図るうえで有効な手段である。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	たけのこの優良産地として、生産基盤の整備増進を図ることは、付加価値の高い早掘りたけのこ及びたけのこ生産量の増加を目指し、生産者の所得向上にもつながるため、継続的な支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	豊富な竹林面積を有する本市において、竹林の生産基盤の整備を促進することは、生産拡大に不可欠であり、地域の景観整備や災害・防災効果も期待できる点で効果は高い。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	たけのこ生産の推進は、補助対象者とJA等が連携して技術向上や販売促進等を行う方が、効率的に行うことができる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	施肥管理を促進するための生産者全般を対象とする支援制度は、当該補助金以外になく最も妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	生産意欲の高揚を図るために適切な補助率であり、交付要綱の補助金基準を満たしている。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 竹資源の有効利用が大きく注目される中、市単独事業の導入による事業効果は多大で、早掘りたけのこ生産者の生産意欲等が向上されるため、引き続き必要である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領
【竹林改良持続的促進事業】

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げる森のめぐみの産地づくり事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 持続的なたけのこの生産を促進するために、早掘りたけのこ生産林において、地力増進を図る土壌の改良・改善を行う者に対し経費を補助する。

(補助基準額)

第3条 補助額は、別に定める肥料等の資材購入額の2分の1以内とする。ただし、補助金の1,000円未満の場合は切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金は、次に定める要件を満たすものであって、本市に住所を有し、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- (1) 市内に竹林を有している者で、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。
- (2) 市内に竹林を有している所有者から竹林改良等の依頼を受けた者で、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。

(補助対象竹林)

第5条 事業実施に要する竹林は、本市内の竹林とする。

(事業実施主体)

第6条 事業の実施主体は、薩摩川内市たけのこ生産組合とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条に定める補助金交付申請書を提出する際、事業計画書(別記様式1)を添付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第15条に定める補助金実績報告書を提出する際、事業実績書(別記様式1)を添付するものとする。

(効果の測定)

第9条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林改良持続的促進事業】の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) たけのこ生産量
- (2) たけのこ生産額

(補助事業者等の責務)

第10条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林改良持続的促進事業】の交付を受ける補助事業体は、林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領
【竹林管理路砕石等整備事業】

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げる森のめぐみの産地づくり事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 早掘りたけのこ生産のため竹林の整備を目的に、竹林内の管理路等に砕石又は生コンクリート舗装をする者に対し経費を補助する。

(補助基準額)

第3条 砕石及び生コンクリートの材料に要する経費の2分の1以内とする。ただし、補助金額の1,000円未満は切捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し、以下のとおり要件を満たすもの。

- (1) 市内に竹林を有している者で、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。
- (2) 市内に竹林を有している所有者から竹林改良等の依頼を受けたもので、薩摩川内市たけのこ生産組合の加入者であること。

(補助対象地)

第5条 事業実施に要する竹林は、本市内の竹林とする。

(事業実施主体)

第6条 事業の実施主体は、薩摩川内市たけのこ生産組合とする。

(交付の申請)

第7条 補助金交付規則第5条に定める補助金交付申請書を提出する際、事業計画書(別記様式)を添付すること。

(実績報告)

第8条 補助金交付規則第15条に定める補助金実績報告書を提出する際、事業実績書(別記様式)を添付すること。

(効果の測定)

第9条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林管理路碎石等整備事業】の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて計測するものとする。

- (1) たけのこ生産量
- (2) たけのこ生産額

(補助事業者の責務)

第10条 森のめぐみの産地づくり事業補助金【竹林管理路碎石等整備事業】の交付を受ける補助事業体は、林業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。